

徳島県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
訪問看護ステーションてらさわ	徳島市津田西町一丁目三番九号	医療法人慈成会	令和二年三月三十一日
日本調剤蔵本薬局	同 蔵本町二丁目三一	日本調剤株式会社	同 四月三十日
なすな訪問看護ステーション	同 パーシティブル二〇五 ーダイ	アドボケイト株式会社	同
灌齒科・歯科口腔外科医 院	一 板野郡北島町江尻字柳池三〇	灌 親行	同